

令和元年度（2019年度）
第1回北海道公衆浴場入浴料金審議会

開催日時 令和元年（2019年）7月10日（水）10時00分から

開催場所 道庁本庁舎7階共用会議室A

北海道保健福祉部

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会長、副会長選出
- 3 あいさつ
- 4 報告
令和元年度（2019年度）公衆浴場経営実態調査結果について
- 5 協議
公衆浴場入浴料金に係る審議について
- 6 その他
- 7 閉会

【配付資料】

- 資料 1 令和元年度（2019年度）公衆浴場経営実態調査結果総括表
- 資料 2 令和元年度（2019年度）公衆浴場経営実態調査結果
- 資料 3 A重油価格表
- 資料 4 全国公衆浴場入浴料金統制額一覧表及び北海道入浴料金の推移
- 資料 5 平成26年度答申書の写し

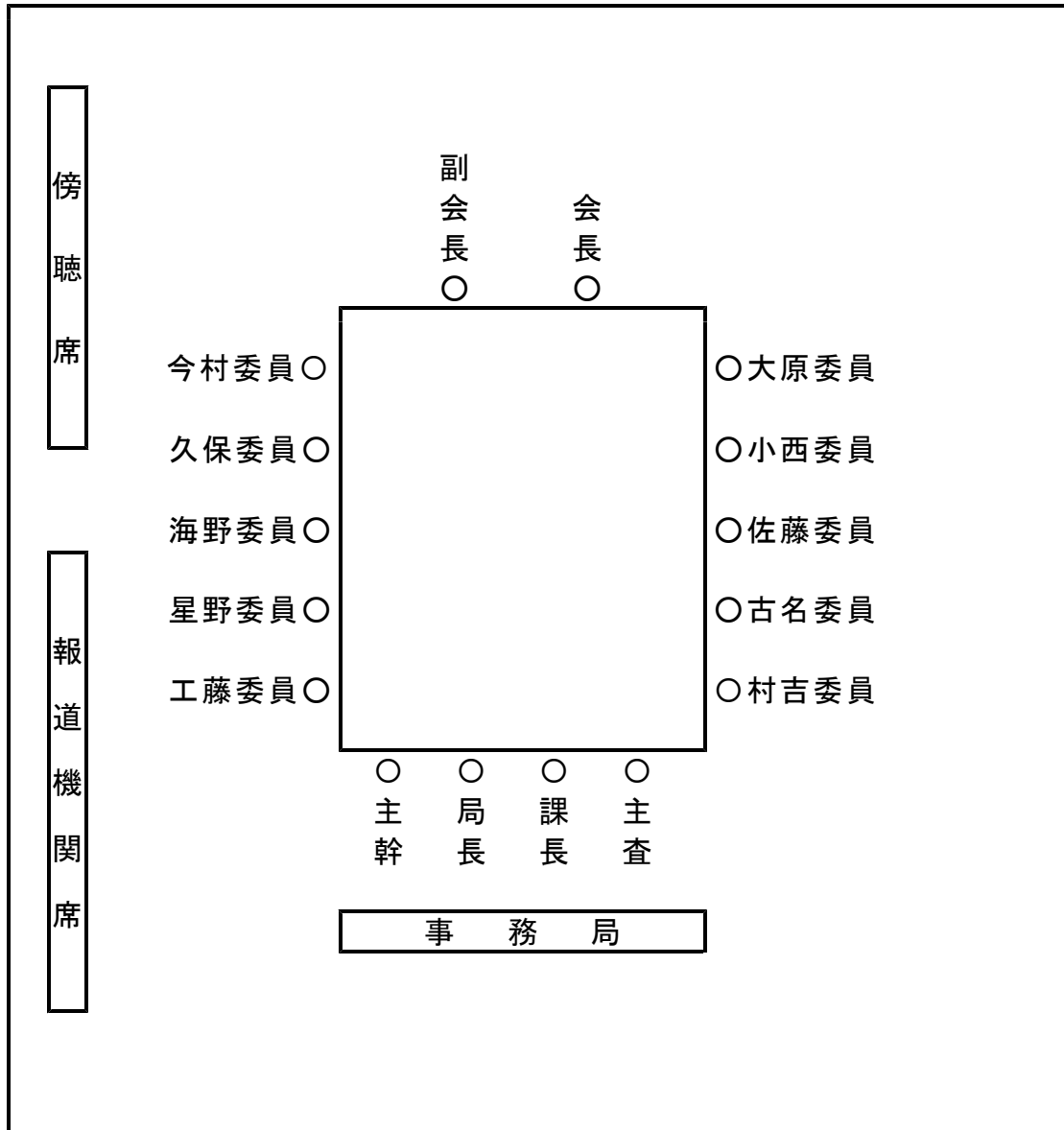
【参考資料】

- 関係法令（抜粋）
- 平成元年7月31日付け答申書
- 平成9年6月9日付け答申書
- 平成17年8月22日付け答申書
- 平成20年7月18日付け答申書

北海道公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

区 分	所 属	職	氏 名	備考
学識経験 のある者	北 海 学 園 大 学	教 授	今村 聡	
	北 星 学 園 大 学	教 授	大原 昌明	
	北 海 道 大 学 大 学 院	准 教 授	久保 淳司	
	北 海 学 園 大 学	教 授	村上 愛	
公衆浴場の 利用者 を 代表する者	連 合 北 海 道	総合政策局次長	海野 淳	
	(一社) 北海道消費者協会	監 事	奈良 初枝	
	(公社) 札幌消費者協会	理 事	星野 武治	
	北海道女性団体連絡協議会	常 任 理 事	工藤多希子	
公衆浴場 経営者 を 代表する者	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	小西 廣幸	
	同 上	副 理 事 長	佐藤 敏光	
	同 上	常 務 理 事	古名 町子	
	同 上	理 事	村吉 哲	

令和元年度（2019）第1回北海道公衆浴場入浴料金審議会座席表



令和元年度（2019年度）
公衆浴場経営実態調査結果総括表

北海道保健福祉部

公衆浴場経営実態調査について

物価統制令に基づく入浴料金を決定するために、道内のすべての公衆浴場を対象とした調査である「公衆浴場基本調査」を基に、全道の代表的な施設を抽出し、公衆浴場の経営実態（収入、人件費や燃料費などの支出）を調査する。

※ 基本調査では、調査年の2年前のデータとなるが、経営実態調査では、1年前～直近のデータを得ることが可能。

◎ 実施時期

5月～6月初旬

◎ 実施方法

帳簿等の確認 : 調査期間中、道（市）職員が調査対象施設に赴き、収入及び支出の帳簿書類を確認

客数のカウント : 調査対象施設の経営者等が調査期間中の1週間の客数をカウントし、道へ報告

◎ 収入及び支出の帳簿書類の概要

調査経費科目	基礎となる主な関係帳簿等	
	第1次的なもの	第2次的なもの
収入	現金出納帳・決算書・仕入帳	
人件費	決算書	支払明細帳
用水費	支払明細帳	領収証書
燃料費	仕入帳	支払明細帳・領収証書
光熱費	支払明細帳	領収証書
消耗品費	〃	〃
修繕料	〃	〃
賃借料	契約書	支払明細帳・領収証書
備品費	支払明細帳	領収証書
火災保険料等	保険証書	〃
旅費及び交通費	支払明細帳	決算書・領収証書
会費及び交際費	〃	〃
減価償却費	固定資産台帳	決算書
公租公課	納入通知書	領収証書
支払利子	契約書	融資返済明細帳・領収証書
その他の諸経費	支払明細帳	決算書・領収証書

公衆浴場経営実態調査結果総括表（月間収支及び必要経費）

（単位：円）

事項		審議会 基準額 (H26.7)	実態調査 (書面調査) (H30.1.1~12.31)	比較	備考					
項目	項目				区分					
					1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入金額		
収入	入浴料金	1,062,308	1,031,958	-30,350	審議会	大人	92.0	26	440	1,052,480
	中人					2.1	26	140	7,644	
小人	1.3	26	70	2,366						
計	95.4			1,062,490						
大人料金換算入浴客数		92.9 人								
益	営業外 収入	65,107	55,212	-9,895	(実態調査 5月 入浴客数 調査)	大人	89.6	26	440	1,025,024
	収入	1,127,415	1,087,170	-40,245		中人	2.0	26	140	7,280
営業外 支出	65,107					55,212	-9,895	小人	1.3	26
合計	1,127,415	1,087,170	-40,245	計		92.9			1,034,670	
大人料金換算入浴客数		90.5 人								
費用	人件費	389,598	389,598	0		事業主				
	従業員	239,271	207,995	-31,276		従業員				
	用水費	10,758	9,270	-1,488		上水道料				
	下水道料	5,730	7,074	1,344		下水道料				
	燃料費	144,703	135,774	-8,929		燃料費				
	光熱費	65,319	79,352	14,033		光熱費				
	消耗品費	17,564	17,833	269		消耗品費				
	修繕料	17,872	21,379	3,507		修繕料				
	借損料	8,600	10,310	1,710		借損料				
	備品費	3,894	4,247	353		備品費				
	保険料等	5,962	7,025	1,063		保険料等				
	旅費及び交通費	547	810	263		旅費及び交通費				
	会費及び交際費	13,378	14,765	1,387		会費及び交際費				
	減価償却費	63,423	69,330	5,907		減価償却費				
	公租公課	35,773	39,437	3,664		公租公課				
	支払利子	9,344	9,810	466		支払利子				
	その他諸経費	34,115	35,283	1,168		その他諸経費				
計	1,065,851	1,059,292	-6,559	計						
資本報酬	44,304	44,304	0	資本報酬						
建物再調達費	17,260	17,260	0	建物再調達費						
費用合計	1,127,415	1,120,856	-6,559	費用合計						
収支差	0	-33,686	-33,686	収支差						

※ 実態調査額をベースとした令和元年（2019年）の推定収支については次ページ参照

参考－推定される収支について

項目	事項	審議会基準額 (H26.7)	実態調査結果	試算A	試算B	試算C	試算D
入浴料金収入		1,062,308	1,031,958	1,031,958	1,034,670	1,034,670	1,034,670
営業外収入		65,107	55,212	55,212	55,212	55,212	55,212
収益合計		1,127,415	1,087,170	1,087,170	1,089,882	1,089,882	1,089,882
人件費	事業主	389,598	389,598	389,598	389,598	389,598	389,598
	従業員	239,271	207,995	207,995	211,864	211,864	211,864
用水費	上水道料	10,758	9,270	9,270	9,289	9,289	9,289
	下水道料	5,730	7,074	7,074	7,074	7,074	7,074
燃料費		144,703	135,774	137,567	137,567	137,567	139,863
光熱費		65,319	79,352	79,352	76,974	81,025	81,025
消耗品費		17,564	17,833	17,833	17,128	18,029	18,029
修繕料		17,872	21,379	21,379	20,533	21,614	21,614
借損料		8,600	10,310	10,310	10,310	10,310	10,310
備品費		3,894	4,247	4,247	4,079	4,294	4,294
保険料等		5,962	7,025	7,025	7,025	7,025	7,025
旅費及び交通費		547	810	810	770	810	810
会費及び交際費		13,378	14,765	14,765	14,027	14,765	14,765
減価償却費		63,423	69,330	69,330	69,330	69,330	69,330
公租公課		35,773	39,437	39,437	39,437	39,437	39,437
支払利子		9,344	9,810	9,810	9,810	9,810	9,810
その他諸経費		34,115	35,283	35,283	33,888	35,671	35,671
計		1,065,851	1,059,292	1,061,085	1,058,701	1,067,512	1,069,807
資本報酬		44,304	44,304	44,304	44,304	44,304	44,304
建物再調達費		17,260	17,260	17,260	17,260	17,260	17,260
費用合計		1,127,415	1,120,856	1,122,649	1,120,265	1,129,076	1,131,371
収支差		0	-33,686	-35,479	-30,383	-39,194	-41,489

★収支算出方法

	収入	支出	(重油・灯油価格)
試算A	実態調査額(書面)	燃料費のみ審議会計算で算出	直近3ヶ月
試算B	1日平均入浴客数(実測)	審議会計算	直近3ヶ月
試算C	1日平均入浴客数(実測)	審議会計算(ただし、経費-5%を除く)	直近3ヶ月
試算D	1日平均入浴客数(実測)	審議会計算(ただし、経費-5%を除く)	直近1ヶ月

○収入計算(試算B、C、D)

	1日平均	営業日数	入浴料金	収入
大人	89.6	26	440	1,025,024
中人	2.0	26	140	7,280
小人	1.3	26	70	2,366
入浴料金収入				1,034,670
営業外収入				55,212
収入合計				1,089,882

○支出(試算A、B、C、D)

項目	基本額	係数1	係数2	係数3	試算A、B (A:燃料費のみ)	試算C	試算D
人件費	事業主	審議会基準額			389,598	389,598	389,598
	従業員	実態調査額×賃上げ率1.86%(平成30年分)	1.0186		211,864	211,864	211,864
用水費	上水道料	実態調査額×平均上昇率0.2%	1.002		9,289	9,289	9,289
	下水道料	実態調査額			7,074	7,074	7,074
燃料費	重油	実態調査使用量×H30平均単価(直近3ヶ月、1ヶ月)	79.29	81.31	88,427	88,427	90,679
	灯油	実態調査使用量×H30平均単価(直近3ヶ月、1ヶ月)	88.90	89.90	3,803	3,803	3,846
	ガス	実態調査額			9,741	9,741	9,741
	廃油	実態調査額			31,063	31,063	31,063
	廃材	実態調査額			2,943	2,943	2,943
	その他	実態調査額			1,591	1,591	1,591
計					137,567	137,567	139,863
光熱費		[実態調査額+燃料費調整額]×95%	1.673	0.95	76,974	81,025	81,025
消耗品費		実態調査額×物価上昇率1.1%×95%	1.011	0.95	17,128	18,029	18,029
修繕料		実態調査額×物価上昇率1.1%×95%	1.011	0.95	20,533	21,614	21,614
借損料		実態調査額			10,310	10,310	10,310
備品費		実態調査額×物価上昇率1.1%×95%	1.011	0.95	4,079	4,294	4,294
保険料等		実態調査額			7,025	7,025	7,025
旅費及び交通費		実態調査額×95%		0.95	770	810	810
会費及び交際費		実態調査額×95%		0.95	14,027	14,765	14,765
減価償却費		実態調査額			69,330	69,330	69,330
公租公課		実態調査額			39,437	39,437	39,437
支払利子		実態調査額			9,810	9,810	9,810
その他諸経費		実態調査額×物価上昇率1.1%×95%	1.011	0.95	33,888	35,671	35,671
資本報酬		審議会基準額			44,304	44,304	44,304
建物再調達費		審議会基準額			17,260	17,260	17,260
支出合計					1,120,265	1,129,076	1,131,371

令和元年度（2019年度）
公衆浴場経営実態調査結果

北海道保健福祉部

目 次

	目	次
		頁
○調査の概要	1
○調査結果		
（１） 売上高（入浴料金収入のみ）及び営業費用（事業主報酬除く）	2
（２） 入浴客数調	3
（３） 月間営業費用内訳表（事業主報酬除く）	4
（４） 月間営業費用明細		
ア 人件費	5
イ 燃料費	6
ウ 光熱水費	7
エ 消耗品費	7
オ 修繕料	7
カ 備品費	8
キ 会費及び交際費	8
ク 減価償却費	8
ケ 公租公課	8
コ 支払利子	8
サ その他諸経費	9
（５） 資本及び建物の価格	9
（６） 営業外収入	10

令和元年度（2019年度）公衆浴場経営実態調査の概要

1 客数のカウント

調査日：令和元年5月12日（日）から5月18日（土）まで

2 調査施設の選定

平成30年度公衆浴場基本調査結果から、次の①から④までのすべての条件に該当する施設を対象施設とした。

選定条件

- ① 入浴料金収入が800万円以上2,400万円未満のもの。
- ② 所得税の申告が青色によるもの。
- ③ 使用水が上水道又は上水道・井水の併用であるもの。
- ④ 年間を通じて営業したもの。

3 調査対象（実施）施設

上記選定条件を満たす46施設のうち、調査協力を得られた28施設について調査を実施した。

（単位：施設）

地域区分 収入区分	調査対象（実施）施設数					摘要
	道南	道央	道北	道東	計	
800～900		9（5）	1（0）		10（5）	
900～1,000		5（4）		2（0）	7（4）	
1,000～1,100		2（1）	1（1）	3（2）	6（4）	
1,100～1,200		1（1）		1（1）	2（2）	
1,200～1,300	1（0）			1（1）	2（1）	
1,300～1,400	1（1）	1（0）	1（0）		3（1）	
1,400～1,500		2（1）	1（1）		3（2）	
1,500～1,600		3（1）			3（1）	
1,600～1,700		1（1）			1（1）	
1,700～1,800				1（1）	1（1）	
1,800～1,900		2（1）		1（0）	3（1）	
1,900～2,000						
2,000～2,100		1（1）		1（1）	2（2）	
2,100～2,200	1（1）	1（1）			2（2）	
2,200～2,300						
2,300～2,400				1（1）	1（1）	
計	3（2）	28（17）	4（2）	11（7）	46（28）	

（収入区分単位：万円）

※ 道南：渡島、檜山

道央：石狩、後志、空知、胆振、日高

道北：上川、留萌、宗谷

道東：オホーツク、十勝、釧路、根室

令和元年度公衆浴場経営実態調査結果

(1) 売上高（入浴料金収入のみ）及び営業費用（事業主報酬を除く）

番号	月間収入	月間経費	収支差
1	1,531,877	1,195,912	335,965
2	1,398,207	816,406	581,801
3	1,133,975	826,648	307,327
4	736,432	431,189	305,243
5	1,246,561	677,384	569,177
6	1,328,849	726,156	602,693
7	1,590,397	764,032	826,365
8	898,007	718,983	179,024
9	1,006,428	607,523	398,905
10	836,665	489,769	346,896
11	692,875	308,860	384,015
12	852,193	688,450	163,743
13	706,008	596,779	109,229
14	804,827	395,908	408,919
15	887,821	571,815	316,006
16	644,111	486,327	157,784
17	790,945	443,983	346,962
18	1,885,470	1,159,094	726,376
19	855,407	390,694	464,713
20	1,302,664	798,198	504,466
21	836,014	721,932	114,082
22	1,244,232	771,006	473,226
23	670,592	369,346	301,246
24	1,137,082	754,569	382,513
25	829,511	733,276	96,235
26	1,208,824	811,276	397,548
27	1,162,684	960,139	202,545
28	676,163	537,241	138,922
合計	28,894,821	18,752,895	10,141,926
平均	1,031,958	669,746	362,212

(2) 入浴客数調

番号	平均値			備考
	大人	中人	小人	
1	129.7	1.3	0.9	
2	56.1	1.3	0.0	
3	99.5	1.0	0.0	
4	85.5	2.3	0.0	
5	130.0	2.8	2.8	
6	119.8	2.4	2.3	
7	113.5	0.2	1.0	
8	63.7	0.9	0.4	
9	89.8	2.0	1.0	
10	0.0	0.0	0.0	
11	71.2	0.0	0.3	
12	72.5	1.4	1.0	
13	65.2	1.0	0.5	
14	64.2	1.5	1.3	
15	120.7	10.3	4.7	
16	66.5	0.0	0.0	
17	85.7	0.6	2.0	
18	147.9	1.4	1.3	
19	76.9	2.0	1.0	
20	138.3	2.0	4.0	
21	65.0	1.7	1.7	
22	104.0	2.7	0.7	
23	48.3	1.6	0.1	
24	109.0	0.8	0.8	
25	87.7	8.3	5.7	
26	131.9	1.7	1.0	
27	84.3	3.7	0.7	
28	81.5	2.5	1.8	
合計	2508.2	57.4	1791.0	
平均	89.6	2.0	1.3	

(3) 月間営業費用内訳表(事業主報酬を除く)

項目	施設別		平均		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
	月額	年額	月額	年額																														
営業費用	1	人件費	207,995	2,495,936	245,000	5,233	290,555	54,400	438,198	177,250	352,061	261,732	138,250	151,667	140,335	374,700	150,000	80,000	316,000	50,800	143,403	598,000	133,333	128,000	298,000	233,500	50,000	231,978	140,000	296,000	251,680	93,775		
	2	用水費	16,344	457,629	12,469	7,614	22,049	37,104	22,189	39,044	16,006	56,383	46,943	4,468	5,141	5,107	2,251	11,407	9,734	3,100	7,590	8,093	4,429	13,244	6,476	9,135	6,219	36,314	6,209	23,988	18,414	16,509		
	内訳	上水	9,270	111,241	3,181	834	6,156	32,387	17,701	31,179	7,916	42,999	30,849	2,699	1,426	3,029	1,426	8,991	2,034	681	1,177	1,344	1,140	1,426	1,140	3,182	3,620	28,638	6,209	5,273	3,357	9,569		
		下水	7,074	84,885	9,288	6,780	15,893	4,717	4,488	7,865	8,090	13,384	16,094	1,769	3,715	2,078	825	2,416	7,700	2,419	6,413	6,749	3,289	11,818	5,336	5,953	2,599	7,676	0	18,715	15,057	6,940		
	3	燃料費	135,774	1,629,288	175,393	442,342	16,327	173,126	2,490	40,909	73,246	66,318	126,982	115,820	1,106	95,569	4,585	23,295	15,190	322,140	115,000	185,802	83,739	64,433	216,703	153,519	145,840	220,419	93,406	326,853	284,344	216,777		
	4	光熱費	79,352	952,228	71,418	69,101	76,046	60,477	96,084	96,335	79,905	71,499	51,370	67,948	54,628	110,390	64,864	86,802	81,454	26,463	63,278	154,960	75,260	116,831	68,693	167,148	62,708	73,816	113,967	50,020	49,486	60,914		
	5	消耗品費	17,833	213,996	46,036	21,306	38,684	27,207	20,447	10,288	14,491	13,122	28,538	13,093	17,672	17,303	12,428	20,803	16,940	12,724	12,472	4,090	5,180	6,492	16,992	14,494	18,898	22,905	20,711	32,805	5,308	7,895		
	6	修繕料	21,379	256,552	26,562	20,345	4,520	24,787	23,406	20,485	27,949	18,706	12,194	34,786	17,591	18,521	11,467	29,401	8,347	12,926	10,942	41,202	34,659	20,017	19,756	20,052	19,485	30,412	25,289	34,736	0	30,078		
	7	借損料	10,310	123,724	15,000	0	12,189	20,000	0	0	15,000	0	0	0	0	0	0	0	30,000	0	0	40,500	0	95,000	20,000	21,000	0	20,000	0	0	0	0	0	
	8	備品費	4,247	50,960	9,847	5,561	3,032	0	2,874	0	23,178	7,107	10,833	1,032	1,008	1,230	1,800	2,646	317	0	3,427	1,464	0	9,229	2,140	5,264	10,611	4,650	1,226	10,430	0	0		
	9	保険料	7,025	84,304	6,006	9,919	11,049	0	18,907	15,078	1,332	228	8,602	19,898	4,657	1,323	4,691	8,098	16,380	3,603	1,103	3,529	10,561	3,614	1,103	1,103	1,525	6,977	11,179	2,792	10,951	12,502		
	10	旅費交通費	810	9,723	0	0	0	0	0	3,000	0	0	0	0	0	0	0	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,367	12,951	769	0	0
	11	会費交際費	14,765	177,177	1,091	12,060	11,993	83	18,584	11,379	19,253	18,510	15,101	14,639	14,293	13,733	17,060	18,114	14,629	14,988	14,379	13,546	13,546	22,834	15,459	13,546	13,963	17,536	21,978	20,358	11,088	19,671		
	12	減価償却費	69,330	831,963	443,034	92,463	200,824	16,770	0	175,990	0	135,961	87,521	34,745	19,850	17,679	295,615	51,391	12,720	22,746	28,276	35,002	0	0	29,772	55,444	15,926	0	0	0	145,313	24,204		
	13	公租公課	39,437	473,247	96,708	100,382	65,211	0	0	123,750	116,289	44,381	61,285	10,942	9,827	4,767	8,500	16,681	34,713	11,212	19,103	64,158	13,825	28,158	3,013	45,067	5,375	49,792	79,251	2,875	69,708	19,271		
14	支払利子	9,810	117,717	9,863	0	46,837	0	0	0	0	2,225	0	0	0	442	14,821	5,896	0	3,162	0	0	0	4,207	0	0	23,952	65,522	0	91,374	6,371				
15	その他諸経費	35,283	423,399	37,485	30,000	27,333	17,236	34,205	12,648	25,322	25,036	17,679	20,731	22,753	28,128	23,076	31,849	9,495	5,625	21,848	8,748	16,162	290,347	19,618	31,735	18,796	9,013	141,587	9,650	22,473	29,274			
	合計	669,746	8,036,955	1,195,912	816,406	826,648	431,189	677,384	726,156	764,032	718,983	607,523	489,769	308,860	688,450	596,779	395,908	571,815	486,327	443,983	1,159,094	390,694	798,198	721,932	771,006	369,346	754,569	733,276	811,276	960,139	537,241			

(4) 月間営業費用明細

ア 人件費

区分		合計（28施設）		平均（1施設当たり）	
		従事人員（人）	給与年額（円）	給与年額（円）	給与月額（円）
家族従業員	男	11	13,467,667	480,988	40,082
	女	27	22,315,668	796,988	66,416
	計	38	35,783,335	1,277,976	106,498
一般従業員	男	20	11,695,870	417,710	34,809
	女	56	22,407,232	800,258	66,688
	計	76	34,103,102	1,217,968	101,497
合計	男	31	25,163,537	898,698	74,891
	女	83	44,722,900	1,597,246	133,104
	計	114	69,886,437	2,495,944	207,995

イ 燃料費

番号	A重油			ガス			灯油			廃油			廃材			その他			平均月額
	数量/月	平均単価	平均月額	数量/月	平均単価	平均月額	数量/月	平均単価	平均月額	数量/月	平均単価	平均月額	回/月	平均単価	平均月額	数量/月	平均単価	平均月額	
1	0	0	0	147	319	46,763	0	0	0	3,385	38	128,630	0	0	0	0	0	0	175,393
2	5,497	71	390,248	0	0	52,093	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	442,341
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	308	42	12,917	24	141	3,410	0	0	0	16,327
4	0	0	0	109	278	30,410	138	81	11,137	8,772	15	131,580	0	0	0	0	0	0	173,127
5	0	0	0	0	0	0	27	94	2,490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,490
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	1,607	40,909	0	0	0	40,909
7	151	74	11,175	206	302	62,071	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73,246
8	734	75	55,045	0	0	0	12	74	896	0	0	0	86	121	10,377	0	0	0	66,318
9	1,436	72	103,406	0	0	0	313	72	22,520	0	0	0	6	187	1,058	0	0	0	126,982
10	1,198	74	88,668	0	0	0	0	0	24,480	0	0	0	17	160	2,672	0	0	0	115,820
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	141	1,106	0	0	0	1,106
12	0	0	0	0	0	0	24	81	1,969	2,833	33	93,600	0	0	0	0	0	0	95,569
13	0	0	0	52	299	15,696	0	0	0	0	0	0	13	243	3,221	0	0	0	18,917
14	128	74	9,485	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,810	0	0	0	23,295
15	0	0	12,750	0	0	0	0.7	78	58	0	0	0	17	334	5,832	0	0	0	18,640
16	3,790	85	322,140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	322,140
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,738	42	115,000	0	0	0	0	0	0	115,000
18	2,413	77	185,802	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	185,802
19	1,060	79	83,739	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83,739
20	246	70	17,190	0	0	0	65	69	4,493	1,527	28	42,750	0	0	0	0	0	0	64,433
21	2,709	80	216,703	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216,703
22	0	0	0	4	198	703	0	0	0	4,022	38	152,817	0	0	0	0	0	0	153,520
23	1,823	80	145,840	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	145,840
24	0	0	0	118	214	25,238	36	76	2,702	4,569	36	192,479	0	0	0	0	0	0	220,419
25	0	0	0	143	278	39,768	124	73	9,088	0	0	0	0	0	0	891	50	44,550	93,406
26	3,921	77	300,320	0	0	0	385	69	26,533	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326,853
27	3,554	80	284,344	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	284,344
28	2,566	82	210,452	0	0	0	74	86	6,326	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216,778
合計	31,226	1,150	2,437,307	779	1,888	272,742	1,198	852	112,692	28,153	272	869,773	196	2,934	82,395	891	50	44,550	3,819,457
平均	1,115	78	87,047	28	350	9,741	43	94	4,025	1,005	31	31,063	7	105	2,943	-	-	1,591	135,774

ウ 光熱水費

(1) 用水費 (月額)

区分	使用量	金額	備考
上水道	201	9,270	
下水道	671	7,074	
合計	872	16,344	

(2) 電気料 (月額)

区分	使用量	金額	備考
電灯量	602	24,598	
電力量	1,877	54,754	
合計	2,479	79,352	

エ 消耗品費

品名	平均年額	平均月額	備考
(1) 煙突掃除具	623	52	
(2) 掃除用具類	12,640	1,053	
(3) シャベル	198	16	
(4) 軍手	841	70	
(5) 作業衣	1,173	98	
(6) ゴム長靴	924	77	
(7) スリッパ	344	29	
(8) 消火器	1,615	135	
(9) タワシ	3,044	254	
(10) デッキブラシ	2,718	226	
(11) 洗剤	25,608	2,134	
(12) チリ紙	8,026	669	
(13) ワックス	560	47	
(14) パケツ	803	67	
(15) ゴム手袋	1,619	135	
(16) 水温計	364	30	
(17) 寒暖計	618	52	
(18) かご	0	0	
(19) マット	4,290	358	
(20) 脱衣場ござ	2,107	176	
(21) 照明器具	2,832	236	
(22) 殺虫剤	1,136	95	
(23) さらし粉	36,502	3,042	
(24) ろ過溶剤	9,357	780	
(25) 錆缶剤	0	0	
(26) 入浴剤	31,951	2,663	
(27) レモン	10,104	842	
(28) 高齢者等に 配慮した物品	0	0	
(29) その他	54,005	4,500	
合計	214,001	17,833	

オ 修繕料

品名	平均年額	平均月額	備考
(1) 家具	1,734	145	
(2) 建具	856	71	
(3) 電気配線	13,356	1,113	
(4) ドア	10,847	904	
(5) 塗装	8,017	668	
(6) タイル	6,297	525	
(7) 鏡	1,291	108	
(8) 体重計	0	0	
(9) ボイラー	20,559	1,713	
(10) 水タンク	1,783	149	
(11) 扇風機	567	47	
(12) 釜	3,543	295	
(13) 配管	15,337	1,278	
(14) カラン	602	50	
(15) 戸車	535	45	
(16) ポンプ	23,855	1,988	
(17) モーター	4,976	415	
(18) 温水器	8,913	743	
(19) 自動車	7,928	661	
(20) ろ過器	8,173	681	
(21) 暖房器	2,902	242	
(22) バーナー	17,401	1,450	
(23) 煙突	4,397	366	
(24) 電気掃除機	747	62	
(25) ガラス	1,001	83	
(26) 蛍光灯	17,675	1,473	
(27) シャワー	788	66	
(28) 排水管	9,301	775	
(29) 湿気抜き	8,941	745	
(30) ドライヤー	468	39	
(31) 時計	815	68	
(32) 重油タンク	0	0	
(33) たたみ	0	0	
(34) 火災報知器	2,450	204	
(35) 下駄箱	1,700	142	
(36) トイレ	1,661	138	
(37) 高齢者等に 配慮した物品	0	0	
(38) その他	47,134	3,928	
合計	256,552	21,379	

カ 備品費

品名	平均年額	平均月額	備考
(1) 鏡	864	72	
(2) 蛍光灯	3,917	326	
(3) 掃除機	4,420	368	
(4) 時計	1,925	160	
(5) ドライヤー	1,453	121	
(6) 研磨機	0	0	
(7) いす	5,340	445	
(8) マット	1,406	117	
(9) 消火器	1,507	126	
(10) パネルヒーター	0	0	
(11) ラジオテレビ	6,751	563	
(12) あんま機	0	0	
(13) 高齢者等に 配慮した物品	0	0	
(14) その他	23,377	1,948	
合計	50,959	4,247	

キ 会費及び交際費

区分	平均年額	平均月額	備考
(1) 公衆浴場組合費	136,478	11,373	
(2) 町内会費	1,093	91	
(3) 商工会費	2,321	193	
(4) 防犯協会費	36	3	
(5) 食品衛生協会費	711	59	
(6) 青色申告会費	6,621	552	
(7) その他会費	4,018	335	
(8) 交際費	25,899	2,158	
合計	177,177	14,765	

ケ 公租公課

区分	平均年額	平均月額	備考
(1) 事業税	9,994	833	
(2) 固定資産税	116,889	9,741	
(3) 都市計画税	15,030	1,252	
(4) 自動車税	10,464	872	
(5) 軽自動車税	3,100	258	
(6) 消費税	317,764	26,480	
合計	473,241	39,437	

ク 減価償却費

品名	平均年額	平均月額	備考
(1) 家屋	341,955	28,496	
(2) 元釜	91,697	7,641	
(3) 重油バーナー	7,822	652	
(4) ろ過機	23,734	1,978	
(5) 滅菌機	794	66	
(6) 温水器	16,290	1,358	
(7) 元釜槽	48,959	4,080	
(8) 暖房機	1,103	92	
(9) 水槽	1,395	116	
(10) 浴槽	0	0	
(11) タイル	0	0	
(12) 配管カラン	6,815	568	
(13) 煙突	6,493	541	
(14) 井戸ポンプ	6,709	559	
(15) 火災報知器	1,621	135	
(16) モーター	755	63	
(17) 貯湯槽	2,153	179	
(18) 自動車	17,808	1,484	
(19) 温度調節器	797	66	
(20) 超音波装置	5,174	431	
(21) 内釜	29,774	2,481	
(22) 自動販売機	692	58	
(23) ラドン設備	1,139	95	
(24) 脱衣場ロッカー	6,642	554	
(25) 電気浴機	3,912	326	
(26) 高齢者向け配慮物品	3,165	264	
(27) サウナ他	204,564	17,047	
合計	831,965	69,330	

コ 支払利子

区分	平均	合計	
(1) 借り入れ件数	1.07	30	
(2) 借入残高	7,180,053	201,041,471	
(3) 支払利子 年額	117,717	3,296,073	
平均月額	9,810	274,673	

サ その他諸経費

区 分	平均年額	平均月額	備 考
(1) 厚生費	26,038	2,170	
(2) 除雪費	9,652	804	
(3) 保管料	0	0	
(4) 煙突掃除料	0	0	
(5) 税理士手当	104,689	8,724	
(6) 通信費	37,030	3,086	
(7) 運搬料	1,613	134	
(8) 汲取り料	0	0	
(9) 広告宣伝費	20,477	1,706	
(10) 乳類販売許可 手数料	388	32	
(11) ミュージック	1,926	161	
(12) 車検	19,746	1,646	
(13) 駐車場使用料	2,484	207	
(14) その他諸経費	199,346	16,612	
合計	423,390	35,283	

(5) 資本及び建物の価格

番 号	資本額	建物の価格	備 考
1	6,606,807	3,748,271	
2	35,667,093	5,039,670	
3	2,736,558	14,797,834	
4	0	0	
5	0	0	
6	19,508,548	0	
7	-1,314,500	0	
8	-1,268,219	4,781,048	
9	4,083,982	1,651,954	
10	4,599,727	592,918	
11	18,899,777	0	
12	2,935,694	0	
13	-2,046,767	0	
14	-915,755	0	
15	18,081,044	0	
16	6,776,744	1,189,763	
17	1,969,225	0	
18	774,886	0	
19	3,946,742	0	
20	-4,464,565	0	
21	-1,256,935	0	
22	12,476,986	0	
23	-173,533	0	
24	3,088,800	384,000	
25	1,300,000	2,450,773	
26	2,470,000	6,769,035	
27	10,000,000	111,763,584	
28	47,656,776	0	
計	192,139,118	153,168,851	
平均	6,862,111	5,470,316	
平均月額	571,843	455,860	

(6) 営業外収入

番号	牛乳等販売		その他の物品販売		ドライヤー使用料		あんま器使用料		広告料		公的助成費	その他		合計		
	年間売上	年間利益	年間売上	年間利益	年間売上	年間利益	年間売上	年間利益	年間売上	年間利益		年間売上	年間利益	年間売上	年間利益	月平均利益
1	583,440	175,032	1,539,540	461,862	243,060	243,060	30,600	30,600	0	0	0	0	0	2,396,640	910,554	75,880
2	607,203	384,802	266,399	107,599	17,510	17,510	0	0	0	0	62,000	0	0	953,112	571,911	47,658
3	530,952	122,527	278,473	64,264	20,860	20,860	2,200	2,200	0	0	1,762,752	0	0	2,595,237	1,972,603	164,385
4	468,958	304,970	17,575	35,150	115,740	115,740	16,800	16,800	0	0	842,878	1,004,705	1,004,705	2,466,656	2,320,243	193,375
5	0	0	1,330,289	1,330,289	35,000	35,000	18,000	18,000	0	0	0	10,900	10,900	1,394,189	1,394,189	116,182
6	130,000	115,192	949,554	85,911	5,200	5,200	1,800	1,800	0	0	22,000	0	0	1,108,554	230,103	19,175
7	313,237	292,608	161,624	161,624	58,244	58,244	5,000	5,000	0	0	22,000	0	0	560,105	539,476	44,956
8	95,774	73,208	37,901	30,001	48,000	48,000	18,000	18,000	0	0	0	38,133	38,133	237,808	207,342	17,279
9	221,832	123,240	216,264	154,474	0	0	0	0	0	0	0	59,519	59,519	497,615	337,233	28,103
10	300,000	300,000	54,906	54,906	0	0	0	0	0	0	0	0	0	354,906	354,906	29,576
11	246,110	12,319	164,074	39,069	0	0	0	0	0	0	58,685	43,670	43,670	512,539	153,743	12,812
12	625,632	105,708	268,128	23,736	0	0	0	0	0	0	0	0	0	893,760	129,444	10,787
13	663,000	221,000	119,900	10,900	5,000	5,000	2,400	2,400	0	0	344,380	52,000	52,000	1,186,680	635,680	52,973
14	1,852,587	263,723	205,843	94,440	52,605	52,605	35,070	35,070	0	0	384,380	94,762	94,762	2,625,247	924,980	77,082
15	975,113	278,604	450,148	128,614	32,500	32,500	18,000	18,000	0	0	38,380	0	0	1,514,140	496,097	41,341
16	839,444	209,861	279,816	69,954	69,954	69,954	0	0	0	0	272,000	10,630	10,630	1,471,844	632,399	52,700
17	434,543	72,424	105,457	17,576	0	0	0	0	0	0	310,380	26,700	26,700	877,080	427,080	35,590
18	474,132	292,043	207,366	128,344	50,065	50,065	25,900	25,900	0	0	311,650	328,462	328,462	1,397,575	1,136,464	94,705
19	615,608	92,632	153,902	36,051	74,800	74,800	1,990	1,990	0	0	500,000			1,346,300	705,473	58,789
20	709,864	177,466	304,227	76,057	0	0	0	0	0	0	0	199,314	61,707	1,213,405	315,230	26,269
21	413,560	15,388	264,690	68,884	67,065	67,065	22,355	22,355	0	0	38,380	0	0	806,050	212,072	17,673
22	1,728,168	212,501	59,592	37,497	30,010	30,010	37,100	37,100	0	0	272,250	187,325	187,325	2,314,445	776,683	64,724
23	1,079,962	415,714	78,258	33,449	44,872	44,872	11,218	11,218	0	0	406,280	0	0	1,620,590	911,533	75,961
24	1,023,448	281,448	171,326	51,398	0	0	26,500	26,500	0	0	376,409	0	0	1,597,683	735,755	61,313
25	1,119,569	100,811	58,924	5,306	0	0	0	0	0	0	127,000	344,914	344,914	1,650,407	578,031	48,169
26	1,209,050	251,480	231,420	3,911	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,440,470	255,391	21,282
27	854,150	170,830	697,575	139,515	162,540	162,540	0	0	0	0	22,000	0	0	1,736,265	494,885	41,240
28	0	0	100,000	66,035	96,000	96,000	0	0	0	0	0	141,627	29,750	337,627	191,785	15,982
合計	18,115,336	5,065,531	8,773,170	3,516,815	1,229,025	1,229,025	272,933	272,933	0	0	6,173,804	2,542,661	2,293,177	37,106,928	18,551,285	1,545,961
平均	646,976	180,912	313,327	125,601	43,894	43,894	9,748	9,748	0	0	220,493	94,173	84,932	1,325,247	662,546	55,212

A 重油 価格 表

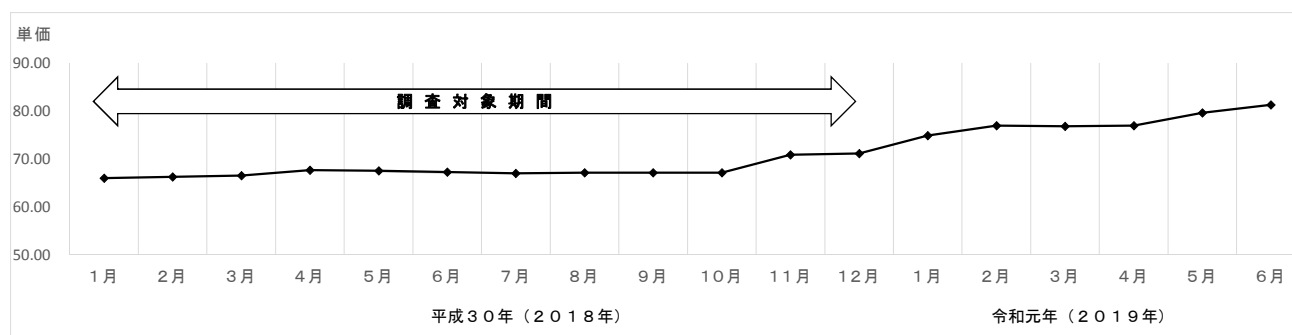
北 海 道 保 健 福 祉 部

A 重油 価 格 表

(北海道公衆浴場業生活衛生同業組合)

(円)

年月 支部・ 組合名	平成30年 (2018年)												令和元年 (2019年)					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
札幌	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	69.12	69.12	74.52	74.52	74.52	74.52	81.00	81.00
小樽	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	69.12	69.12	74.52	74.52	74.52	74.52	81.00	81.00
函館	58.32	58.32	58.32	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	73.44	73.44	78.84	78.84	78.84	78.84	78.84	85.32
室蘭	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	77.76	77.76	77.76	77.76	77.76
苫小牧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩見沢	65.88	65.88	65.88	65.88	65.88	65.88	65.88	65.88	65.88	65.88	71.28	71.28	71.28	76.68	76.68	76.68	76.68	82.08
滝川	76.60	78.30	80.80	79.90	78.80	77.00	74.50	75.60	75.60	76.70	80.00	82.00	83.00	84.20	83.20	84.30	88.50	
旭川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
稚内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
網走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釧路	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	69.12	69.12	74.52	74.52	74.52	74.52	81.00	81.00
根室	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	69.12	69.12	74.52	74.52	74.52	74.52	81.00	81.00
帯広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
留萌	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	66.01	66.22	66.53	67.63	67.50	67.27	66.96	67.10	67.10	67.12	70.83	71.11	74.91	76.95	76.82	76.96	79.61	81.31



全国公衆浴場入浴料金統制額一覧表
及び
北海道入浴料金の推移

北海道保健福祉部

全国公衆浴場入浴料金統制額一覧表

都道府県	施行年月日	入浴料金				改定前料金	備考
		大人	中人	小人	洗髪		
北海道	26. 8. 11	440	140	70	0	大人420、中人140、小人70	前料金 20. 8. 11
青森	28. 3. 1	450	150	60	0	大人420、中人150、小人60	前料金 20. 10. 20
岩手	27. 1. 1	430	150	70	0	大人390、中人150、小人70	前料金 18. 10. 15
宮城	27. 4. 1	440	140	80	0	大人400、中人140、小人80	前料金 19. 4. 1
秋田	31. 1. 1	460	130	90	0	大人360、中人130、小人90	前料金 12. 4. 1
山形	7. 4. 1	300	120	80	0	大人250、中人100、小人60、洗髪50	前料金 4. 7. 1
福島	30. 4. 1	450	150	90	0	大人400、中人150、小人90	前料金 19. 9. 1
茨城	10. 3. 1	350	130	70	0	大人300	前料金 5. 3. 30
栃木	26. 7. 15	420	180	90	0	大人390、中人150、小人80	前料金 19. 8. 24
群馬	26. 9. 1	400	180	80	0	大人360、中人150、小人70	前料金 9. 12. 1
埼玉	26. 10. 1	430	180	70	0	大人410、中人180、小人70	前料金 18. 12. 26
千葉	26. 4. 1	430	170	70	0	大人420、中人170、小人70	前料金 18. 12. 1
東京	26. 7. 1	460	180	80	0	大人450、中人180、小人80	前料金 20. 6. 15
神奈川	26. 9. 1	470	200	100	0	大人450、中人180、小人80	前料金 20. 8. 1
新潟	26. 4. 1	420	140	70	0	大人390、中人140、小人70	前料金 19. 1. 1
富山	26. 8. 20	420	130	60	0	大人400、中人120、小人60	前料金 20. 6. 5
石川	26. 8. 1	440	130	50	0	大人420、中人130、小人50	前料金 20. 4. 1
福井	26. 11. 20	430	150	60	0	大人400、中人120、小人60	前料金 20. 10. 1
山梨	21. 2. 1	400	170	70	0	大人380、中人170、小人70	前料金 17. 11. 1
長野	26. 3. 1	400	150	70	0	大人380、中人150、小人70	前料金 19. 1. 1
岐阜	26. 4. 1	420	150	70	0	大人400、中人150、小人70	前料金 19. 4. 1
静岡	26. 4. 1	400	160	80	0	大人360、中人140、小人70	前料金 17. 4. 1
愛知	31. 4. 1	440	150	70	0	大人420、中人150、小人70	前料金 26. 4. 1
三重	26. 11. 28	400	150	70	0	大人380、中人150、小人70	前料金 20. 7. 1
滋賀	26. 9. 1	430	150	100	0	大人400、中人140、小人80	前料金 20. 5. 1
京都	26. 8. 1	430	150	60	0	大人410、中人150、小人60	前料金 20. 8. 1
大阪	26. 4. 16	440	150	60	0	大人410、中人130、小人60	前料金 20. 4. 21
兵庫	30. 4. 1	430	160	60	0	大人420、中人160、小人60	前料金 26. 4. 1
奈良	26. 4. 1	420	150	80	0	大人400、中人140、小人80	前料金 20. 12. 1
和歌山	21. 2. 1	420	140	80	0	大人390、中人140、小人80	前料金 18. 4. 1
鳥取	26. 4. 21	400	150	80	0	大人350、中人120、小人60	前料金 18. 1. 1
島根	17. 9. 6	350	130	70	0	大人300、中人130、小人70	前料金 8. 3. 8
岡山	27. 11. 30	420	160	70	0	大人410、中人160、小人70	前料金 20. 10. 31
広島	27. 9. 1	430	150	70	0	大人400、中人150、小人70	前料金 20. 1. 1
山口	27. 4. 10	420	150	80	0	大人390、中人150、小人80	前料金 20. 6. 23
香川	27. 12. 1	400	150	60	0	大人360、中人150、小人60	前料金 20. 10. 1
愛媛	26. 9. 1	400	150	60	0	大人360、中人150、小人60	前料金 20. 4. 1
徳島	26. 12. 1	400	150	70	0	大人360、中人150、小人70	前料金 20. 4. 1
高知	26. 12. 1	400	150	60	0	大人360、中人150、小人60	前料金 20. 7. 15
福岡	21. 2. 16	440	180	70	0	大人410、中人170、小人60	前料金 18. 12. 1
長崎	19. 3. 15	350	150	80	0	大人300、中人150、小人80	前料金 9. 11. 10
佐賀	8. 2. 15	280	130	80	50	大人230、中人100、小人50	前料金 2. 3. 1
大分	19. 1. 12	380	150	70	0	大人300、中人140、小人70	前料金 5. 12. 1
熊本	26. 12. 1	400	150	80	0	大人360、中人120、小人60	前料金 19. 2. 1
宮崎	20. 2. 1	350	130	60	0	大人300、中人130、小人60	前料金 5. 4. 1
鹿児島	24. 10. 1	390	150	80	0	大人360、中人140、小人80	前料金 18. 6. 20
沖縄	18. 2. 11	370	170	100	0	大人200、中人100、小人70、洗髪30	前料金 55. 11. 4
中央値		420	150	70	0		

料金別内訳

大人 470円 (神奈川県)	中人 200円 (神奈川県)	小人 100円 (神奈川県他2県)	洗髪 50円 (山形県)
460円 (東京都他1県)	180円 (東京都他4県)	90円 (秋田県他2県)	30円 (沖縄県)
450円 (青森県他1県)	170円 (千葉県他2県)	80円 (東京都他12県)	
440円 (北海道他5県)	160円 (兵庫県他2県)	70円 (北海道他16県)	
430円 (京都府他7県)	150円 (大阪府他22県)	60円 (大阪府他9県)	
420円 (栃木県他7県)	140円 (北海道他3県)	50円 (石川県)	
400円 (群馬県他10県)	130円 (茨城県他6県)		
390円 (鹿児島県)	120円 (山形県)		
380円 (大分県)			
370円 (沖縄県)			
350円 (茨城県他3県)			
300円 (山形県)			
280円 (佐賀県)			

北海道入浴料金の推移

(単位：円、小数点以下：銭)

改定年月日	大人	中人	小人	婦人洗髪料	乳幼児	備 考
昭和 4. 6. 10	0.05		0.03			大人：15歳以上 小人：14歳以下
13. 5. 1	0.06		0.04		0.03	
13. 11. 11	0.06		0.03			
15. 6. 1	0.06(0.07)	0.03(0.04)	0.02(0.03)			() は市部
19. 2. 2	0.08	0.03	0.03	0.10		
19. 12. 8	0.10		0.05	0.15		
20. 8. 3	0.12		0.07	0.20		
20. 12. 10	0.40		0.25	0.50		
21. 4. 7	0.60		0.50	0.80		
21. 12. 21	1.00		0.80	1.50		
22. 3. 14	1.50		1.00	2.00		
22. 7. 9	3		1	1		
22. 10. 1	4		2	3		
23. 3. 17	5		3	5		
23. 7. 29	10	8	5	10		
23. 12. 10	12	10	5	12		
24. 11. 1	13	10	6.50	12		
25. 5. 1	12	8	5	12		
26. 5. 1	13	10	6	12		
26. 12. 27	15	12	7	12		
27. 5. 1	14	12	7	12		
32. 10. 1	15	12	7	12		大人：12歳以上 中人：6～12歳 小人：6歳未満
32. 12. 28	15	12	7	10		
33. 5. 1	16	13	7	10		
35. 7. 27	17	14	7	10		
37. 2. 26	19	15	8	10		
39. 1. 26	23	15	8	10		
41. 1. 8	28(36)	15(20)	8(10)	8(10)		() は離島
43. 4. 1	33(37)	17(19)	8(9)	5(6)		
45. 6. 20	33(48)	20(25)	10(13)	3(4)		
47. 4. 1	46(55)	20(25)	10(13)	0(0)		
48. 7. 27	62(80)	20(25)	10(13)	0(0)		
49. 1. 18	70(90)	25(35)	15(20)	0(0)		
49. 6. 16	90	45	20	0		離島料金廃止
50. 6. 10	115	60	30			
51. 6. 10	135	70	35			
52. 6. 15	155	80	40			
53. 6. 20	165	85	40			
54. 6. 28	180	95	45			
54. 11. 26	190	95	45			
55. 6. 9	220	100	50			
56. 6. 22	230	110	60			
57. 6. 15	240	120	60			
59. 8. 11	250	120	60			
61. 7. 25	260	120	60			
平成元. 9. 1	280	120	60			
3. 8. 1	300	140	70			
5. 8. 1	320	140	70			
7. 9. 1	340	140	70			
9. 8. 1	360	140	70			
13. 9. 1	370	140	70			
17. 10. 1	380	140	70			
18. 4. 15	390	140	70			
20. 8. 11	420	140	70			
26. 8. 11	440	140	70			

平成 2 6 年度答申書の写し

北 海 道 保 健 福 祉 部



答 申 書

北海道公衆浴場入浴料金審議会



平成26年7月18日

北海道知事 高橋はるみ様

北海道公衆浴場入浴料金審議

会長 今村



公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成26年6月20日付け食衛第323号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	440円	420円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、その数が年々減少してきており、また、入浴客数の減少や、原油価格の高止まり、さらには、本年4月に施行された消費税率の引き上げにより、その経営環境が一層、厳しくなっている状況である。

こうした中、本審議会は知事からの諮問を受け、公衆浴場の重要な役割と厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場がより衛生的で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議した結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識に至った。

しかし、公衆浴場が住民の特に自家風呂を持たない人々の日常生活において欠くことのできない施設であることから、入浴料金の大幅な値上げにより利用者に多大な負担増加を強いることのないよう、公衆浴場営業者の理解と一層の経営努力に期待し、算定した経費のうち、事業主の人件費を据え置き、また、営業経費を節減していくことで値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。

その結果、入浴料金は、大人料金を420円から440円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、今後、燃料費が増加し更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合、また、消費税率がさらに引き上げられることとなった場合は、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、多くの住民に入浴の機会を提供することによって、地域の保健衛生水準の維持に寄与するとともに、交流の場ともなっており、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることから、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、地方公共団体に対しては、健康増進等のため公衆浴場の活用について適切な配慮をすること、公衆浴場経営者に対しては、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって健康増進や交流を推進する場として必要不可欠な存在であることから、安全で良質なサービスの提供とともに経営の安定に努めていくことが重要と考え、入浴客数の減少傾向に対しては、サービス内容のPR等、入浴需要を高めるための方策について、原油価格の高止まりに対しては、代替燃料の安定確保と活用を進める方策について、その他、一層の経費節減を図る方策について、公衆浴場業界に積極的な検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら公衆浴場の経営の安定及び利用者の利用機会の確保に向け、引き続き所要の施策を講ずるとともに、原油価格の動向が公衆浴場の経営に及ぼす影響を小さくするため、化石燃料からの転換促進について今後とも配意するよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

項目		事項	実態調査 結果 (平成26年5月)	推定	備考																									
収入	入浴料金 収入		1,001,025	1,062,308	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均 入浴客数</th> <th>営業 日数</th> <th>入浴 料金</th> <th>収入 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>92.0</td> <td>26</td> <td>440</td> <td>1,052,480</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>2.1</td> <td>26</td> <td>140</td> <td>7,644</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1.2</td> <td>26</td> <td>70</td> <td>2,184</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>95.3</td> <td></td> <td></td> <td>1,062,308</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額	大人	92.0	26	440	1,052,480	中人	2.1	26	140	7,644	小人	1.2	26	70	2,184	計	95.3			1,062,308
		項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額																								
		大人	92.0	26	440	1,052,480																								
中人	2.1	26	140	7,644																										
小人	1.2	26	70	2,184																										
計	95.3			1,062,308																										
益	営業外 収入		62,523	65,107	実態調査額+2,584円(経営努力)																									
合計	収益 合計		1,063,548	1,127,415																										
営業 費用	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)																									
		従業員	235,133	239,271	実態調査額×(1+H26賃上げ率：1.76%)																									
	用水費	上水道料	10,397	10,758	実態調査額×(1+平均上昇率：0.6%)×消費税加算分																									
		下水道料	5,571	5,730	実態調査額×消費税加算分																									
	燃料費		133,916	144,703	○重油、灯油：実態調査使用量×H26平均単価(3ヶ月) [1,000.3L×99.73円(重油)+45.0L×105.33円(灯油)] ○ガス、廃油、廃材：実態調査額×消費税加算分 [7,313円(ガス)+27,371円(廃油)+5,519円(廃材)]																									
	光熱費		65,868	65,319	(実態調査額+燃料費調整額：979円)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	消耗品費		17,761	17,564	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	修繕料		18,074	17,872	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	借損料		8,600	8,600	実態調査額																									
	備品費		3,938	3,894	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	保険料等		5,962	5,962	実態調査額																									
	旅費及び交通費		560	547	実態調査額×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	会費及び交際費		14,082	13,378	実態調査額×95%(経営努力)																									
	減価償却費		63,423	63,423	実態調査額																									
費用	公租公課		34,078	35,773	○消費税以外：実態調査額 [17,320円] ○消費税：入浴料金収入に係る消費税相当額×課税事業者割合 [{1,062,308円×8/108×(1-0.5)} ×0.469]																									
	支払利子		9,344	9,344	実態調査額																									
	その他諸経費		34,499	34,115	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	計		1,050,804	1,065,851																										
資本報酬		47,555	44,304	自己資本×10%																										
建物再調達費		16,253	17,260	建物評価額×5%																										
費用合計		1,114,612	1,127,415																											
収支差		-51,064	0																											

参 考 資 料

- 関係法令（抜粋）
- 平成元年7月31日付け答申書
- 平成9年6月9日付け答申書
- 平成17年8月22日付け答申書
- 平成20年7月18日付け答申書

関係法令（抜粋）

○物価統制令（昭和21年3月3日勅令第118号）

第4条 主務大臣物価が著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（昭和27年7月31日政令第319号）

第11条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

- 一 令（物価統制令）第3条第1項但書の規定による許可
- 二 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可

2 （略）

3 （略）

4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

附 則

第4項 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令（平成11年政令第373号）の施行の際同令による改正前の第11条の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。

【改正前】

第11条 左の各号に掲げる主務大臣の職権は、主務大臣において地方行政機関の長又は都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、それぞれ地方行政機関又は都道府県知事が行う。

- 一 令（物価統制令）第3条第1項但書の規定による許可
- 二 令第4条の規定による指定
- 三 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可

○国民生活安定緊急措置法（昭和48年12月22日法律第121号）

附 則

第4条 この法律の施行の際改正前の物価統制令第4条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年9月12日厚生省令第38号）

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第四条及び物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

（公衆浴場入浴料金）

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者1人についての入浴料金
- 三 6才未満の者1人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

平成元年7月31日

北海道知事 横路孝弘様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会長 菅原秀人

公衆浴場入浴料金に関する答申について

平成元年6月2日食品第174号をもって諮問のあった公衆浴場入浴料金の統制額については、慎重に審議した結果、次のとおり改定することを適当と認め、答申します。

記

区 分	改 定	現 行
大人（12歳以上の者）	280円	260円
中人（6歳以上12歳未満の者）	120円	120円
小人（6歳未満の者）	60円	60円

道内の公衆浴場をとりまく環境は、近年、転・廃業の進行、利用客の横ばい、専業浴場の経営難等極めて厳しい状況にある。

本審議会は、公衆浴場の重要な役割と厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場が快適で清潔なサービスを供給できるよう、公衆浴場経営実態調査に基づき、適正な入浴料金の算定について審議し、本年は入浴料金を改定する必要があるとの結論に達した。

また、本年度から実施される消費税については、営業費用のうち用水費、燃料費、光熱費、備品・消耗品費等課税対象品目について、消費税相当額を加算し、浴場業界の経営努力のもとに料金に与える影響が最小限となるよう努めた。

その結果、入浴料金は、大人料金のみを現行の 260円から 280円に改定し、中人、小人入浴料金は現行どおり 120円、60円に据え置くことが適当であると認めた。

公衆浴場の社会的使命及び厳しい経営環境を十分認識し、利用者の利便の確保及び経営の安定を図るため、次のことについて努力されるよう要望する。

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、公衆浴場の経営安定及び確保について、国と連携を保ちながら所要の施策を講ぜられたい。

- 2 公衆浴場が地域に密着した施設であることに鑑み、客数が基準を下回る公衆浴場で地域住民に欠くことのできない施設については、特に、市町村と連携を密にし、その維持運営が図られるよう引き続き必要な措置を講ぜられたい。
- 3 公衆浴場業界に対し、公衆浴場の経営安定を図るために、経営の近代化、多角化を一層推進するよう指導されたい。
- 4 公衆浴場業界に対し、入浴利用客数が横ばい状況にあることに鑑み、自家風呂利用者をも誘引できるよう、更にサービス、施設等の改善、公衆浴場のPR等、業界あげて需要喚起を図るよう指導されたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

科目		項目	実態調査結果	推定	摘要																														
収	入浴料金収入		円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均入浴客数</th> <th>1ヶ月平均営業日数</th> <th>入浴料金</th> <th>収入額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>日</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>109.3</td> <td>26.0</td> <td>280</td> <td>795,704</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>12.1</td> <td>26.0</td> <td>120</td> <td>37,752</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>5.3</td> <td>26.0</td> <td>60</td> <td>8,268</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>126.7</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>841,724</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均入浴客数	1ヶ月平均営業日数	入浴料金	収入額		人	日	円	円	大人	109.3	26.0	280	795,704	中人	12.1	26.0	120	37,752	小人	5.3	26.0	60	8,268	計	126.7	-	-	841,724
		項目 区分	1日平均入浴客数	1ヶ月平均営業日数	入浴料金	収入額																													
			人	日	円	円																													
		大人	109.3	26.0	280	795,704																													
		中人	12.1	26.0	120	37,752																													
小人	5.3	26.0	60	8,268																															
計	126.7	-	-	841,724																															
営業外収入		26,829	26,829																																
収益合計			741,123	868,553																															
業	人件費		431,354	493,076	公労委の仲裁裁定ベースアップ率などを考慮																														
	用水費	上水道料	14,500	15,578	推定 4.3%増 + 3%増																														
		下水道料	2,930	3,102	推定 2.8%増 + 3%増																														
	燃料費		84,523	85,138	1 重油～実勢価格で算定 2 廃油～実態調査の額 3 廃材～実態調査の額×ベア率																														
	光熱費		38,465	36,976	値下げ、電気税廃止分減 + 3%増																														
	消耗品費		14,803	15,369	推定 0.8%増 + 3%増																														
	修繕費		23,579	24,481	推定 0.8%増 + 3%増																														
	借損費		4,376	4,376																															
	備品費		3,929	4,047	+ 3%増																														
	火災保険料		8,943	8,943																															
用	減価償却費		69,551	69,551																															
	公租公課		8,882	9,056	上昇見込み額上積み																														
	旅費及び交通費		1,760	1,813	+ 3%増																														
	会費及び交際費		12,685	12,685																															

営業費用	支 払 利 子	14,826	14,826	
	その他の諸経費	14,715	15,298	+ 3%増+20円
	計	749,821	814,315	
	資 本 報 酬	37,248	43,790	自己資本の10%
	建物再調達費	6,982	10,448	建物評価額の 5%
	費 用 合 計	794,051	868,553	
	収 支 差	△52,928	0	

平成9年6月9日

北海道知事 堀 達 也 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 内 田 昌 利

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成9年5月8日に諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり改定することが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	改 定	現 行
大人（12歳以上の者）	360円	340円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、自家風呂の普及等に伴う利用者の減少、営業費用の高騰、施設・設備の老朽化等による経営環境の悪化や後継者不足等により転廃業が進み施設数は年々減少している。

公衆浴場は、住民の日常生活に欠くことのできない施設として公衆衛生の向上に寄与しており、近年は、住民のふれあいの場として、また、市町村の福祉事業として、高齢者を対象とした福祉入浴を実施するなど公衆浴場の役割が再認識されている。

本審議会は、こうした公衆浴場の重要な役割と厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場が、より清潔で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議するため、小委員会を設置し、調査検討した結果、本年は、入浴料金を改定する必要があるとの結論に達した。

入浴料金は、大人料金を340円から360円に改定し、中人料金の140円及び小人料金の70円は、現行どおり据え置くことが適当であると認めた。

公衆浴場業界は、公衆浴場の振興のために、これまで施設・設備の近代化や経営の改善、入浴サービスの充実等に努めてきているところであるが、審議会としては、公衆浴場業界に対し、引き続き、経営の健全化に努めるとともに、自家風呂保有者の需要を喚起できるよう「魅力ある公衆浴場づくり」を推進するよう求めることとした。

なお、これらのことが推進されるよう、北海道として、次の事項について、引き続き、努力されるよう要望する。

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、公衆浴場の経営の安定とその確保を図るために、国と連携を保ちながら所要の施策を講ぜられたい。
- 2 公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であることから、実態調査による1日平均入浴客数を下回る公衆浴場の維持運営が図られるよう、市町村と連携を図りながら必要な措置を講ぜられたい。
- 3 公衆浴場の経営の安定を図るため、公衆浴場業界に対し、経営の健全化に努めるとともに、多角化を推進するよう指導されたい。
- 4 公衆浴場の活性化を図るため、公衆浴場業界に対し、自家風呂保有者の需要を喚起できるよう「魅力ある公衆浴場づくり」をより一層推進するとともに、高齢者や子供等に配慮したサービスを積極的に行うよう指導されたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位:円)

事項		実態調査結果 (平成8年1月~12月)	推定	備考																														
項目																																		
収入	入浴料金			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>19年平均入浴 回数(人)</th> <th>営業日数 (日)</th> <th>入浴総数 (人)</th> <th>月収入額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大</td> <td>人</td> <td>109.4</td> <td>26.0</td> <td>360</td> <td>1,023,984</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>人</td> <td>4.0</td> <td>26.0</td> <td>140</td> <td>14,560</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>人</td> <td>2.4</td> <td>26.0</td> <td>70</td> <td>4,368</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>115.8</td> <td>26.0</td> <td>-</td> <td>1,042,912</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	19年平均入浴 回数(人)	営業日数 (日)	入浴総数 (人)	月収入額 (円)	大	人	109.4	26.0	360	1,023,984	中	人	4.0	26.0	140	14,560	小	人	2.4	26.0	70	4,368		計	115.8	26.0	-	1,042,912
	区分	項目	19年平均入浴 回数(人)	営業日数 (日)	入浴総数 (人)	月収入額 (円)																												
	大	人	109.4	26.0	360	1,023,984																												
中	人	4.0	26.0	140	14,560																													
小	人	2.4	26.0	70	4,368																													
	計	115.8	26.0	-	1,042,912																													
益	収入	958,936	1,042,912																															
	営業外																																	
	収入	44,825	46,325	老人開放促進費補助金増額分																														
	収益合計	1,003,761	1,089,237																															
費用	人件費	572,484	609,193	国営4企業賃上げ率等																														
	賦課	上水道	16,228	16,725	1.1%増+消費税改定額																													
		下水道	2,909	2,965	消費税改定額																													
	燃料費	106,871	116,901	1 重油~実勢価格 2 廃材~1.6%増 3 廃油、灯油、ガス~消費税改定額																														
	光熱費	54,754	55,817	消費税改定額																														
	旅費・交通費	877	894	消費税改定額																														
	消耗品費	17,488	17,768	1.6%増																														
	修繕費	24,605	24,999	1.6%増																														
	備品費	7,985	8,113	1.6%増																														
	借損料	6,625	6,625																															
	保険料等	7,954	7,954																															
	会費・交際費	12,591	12,591																															
	減価償却費	79,389	79,389																															
	公租公課	17,387	17,387																															
	支払利子	24,641	24,641																															
その他諸経費	21,423	21,862	1.6%増																															
	計	974,211	1,023,824																															
	資本報酬	51,988	52,809	自己資本の10%																														
	建物再調達費	12,434	12,604	建物評価額の5%																														
	費用合計	1,038,633	1,089,237																															
	収支差	△ 34,872	0																															

平成17年 8 月 22日

北海道知事 高橋はるみ 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 高 木 裕 之

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成17年 7 月 21日付け食品第 3 4 5 号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	380円	370円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、その数が年々減少してきており、また、近年の著しい原油価格の高騰によって、その経営環境が一層、厳しくなってきたという状況である。

こうした中、本審議会は知事からの諮問を受け、公衆浴場の重要な役割と燃料費の高騰などによる厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場がより衛生的で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議した結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

しかし、公衆浴場が住民の特に自家風呂を持たない人々の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず、現在の経済状況において入浴料金を値上げすることは利用者に多大な負担増加を強いることとなることから、公衆浴場事業者の理解と一層の経営努力に期待し算定した経費のうち事業主の人件費及び資本報酬を据え置き、また営業経費を節減していくことで値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。

その結果、入浴料金は大人料金を370円から380円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、急激な原油価格の高騰を考慮し、今後、燃料費が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合は、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、多くの住民に入浴の機会を提供することによって、地域の保健衛生水準の維持に寄与してきたことはもとより、住民のふれあいの場として重要な役割を担ってきたところであるが、平成16年に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正され、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることが明確に規定され、地方公共団体に対する更なる健康増進等の取組の促進と公衆浴場経営者の地方公共団体の施策に対する協力について規定されている。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって必要不可欠な存在であることから、安全で良質なサービスの提供とともに経営の安定に努めていくことが重要と考え、住民の健康増進を推進するための取組を行っていくほか、中人、小人の入浴客数が極端に少ないという状況を勘案し、子供たちに入浴の楽しさを知ってもらい若年層の入浴需要を高め、また、主要な客層である高齢者向けのサービスを充実させる等、少子高齢化社会に対応すべく必要な方策について公衆浴場業界に検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら公衆浴場の経営の安定及び利用者の利用機会の確保に努めていくよう、引き続き所要の施策を講ずるよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

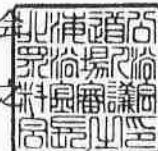
事項		実態調査結果 (平成17年5月)	推定	備考	
収 入	入浴料金	1,105,081	1,134,948	所要入浴料金収入増加額=推定営業費用合計-H17収益合計(実態調査) =1,195,408-1,161,523=33,885円 所要値上げ率=33,885/1,105,081=3.0663% 所要料金設定(大人)=370円(現行)×(1+所要値上げ率)=381.345円 ≒380円 推定入浴料金収入額(380円)=(1,105,081+33,885)×380/381.345 =1,134,948円	
	営業外収入	56,442	60,460	営業外収入：実態調査額+4,018(経営努力)	
	収益合計	1,161,523	1,195,408	所要入浴料金収入との差額=(1,105,081+33,885)-1,134,948=4,018円	
営 業 費 用	人件費	事業主	389,598	389,598	前回審議会基準額×賃上げ率(H14~H17)-18,959 (据え置き) [389,598×1.0127×1.0111×1.0118×1.0122-18,959]
		従業員	264,375	267,600	実態調査額×賃上げ率(平成17年分) [264,375×1.0122]
	用水費	上水道料	14,842	15,035	実態調査額×(1+平均上昇率1.3%)
		下水道料	3,703	3,703	実態調査額
	燃料費	127,978	151,814	○重油、灯油：H17平均価格 ○ガス、廃材：実態調査額 [2,801L×48.8+55L×58.93+6,262+5,622]	
	光熱費	63,832	55,128	実態調査額×(1+電気料金改定率：-4.04%)×90%(経営努力)	
	消耗品費	23,025	20,743	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)	
	修繕料	27,418	24,701	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)	
	借損料	31,232	31,232	実態調査額	
	備品費	3,319	2,990	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)	
	保険料等	7,824	7,824	実態調査額	
	旅費及び交通費	654	589	実態調査額×90%(経営努力)	
	会費及び交際費	14,824	13,342	実態調査額×90%(経営努力)	
	減価償却費	72,092	72,092	実態調査額	
公租公課	20,979	20,979	実態調査額		
支払利子	14,445	14,445	実態調査額		
その他諸経費	35,688	32,152	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)		
計	1,115,828	1,123,967	—		
資本報酬	53,619	53,619	自己資本×10%-5,122 (据え置き)		
建物再調達費	12,992	17,822	建物評価額×5%		
費用合計	1,182,439	1,195,408	—		
収支差	-20,916	0	—		

平成20年7月18日

北海道知事 高橋はるみ 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会長 高木 裕



公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成20年6月20日付け食品第232号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	420円	390円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、その数が年々減少してきており、また、入浴客数の減少や、近年の著しい原油価格の高騰によって、その経営環境が一層、厳しくなっている状況である。

こうした中、本審議会は知事からの諮問を受け、公衆浴場の重要な役割と燃料費の高騰などによる厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場がより衛生的で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議した結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識に至った。

しかし、公衆浴場が住民の特に自家風呂を持たない人々の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず、現在の経済状況において入浴料金を値上げすることは、多大な負担増加を強いることとなることから、公衆浴場営業者の理解と一層の経営努力に期待し、算定した経費のうち事業主の人件費を据え置き、また営業経費及び資本報酬を節減していくことで値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。

その結果、入浴料金は大人料金を390円から420円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、急激な原油価格の高騰を考慮し、今後、燃料費が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合は、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、多くの住民に入浴の機会を提供することによって、地域の保健衛生水準の維持に寄与してきたことはもとより、住民のふれあいの場として重要な役割を担ってきたところであるが、平成16年に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正され、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることが明確に規定され、地方公共団体に対する更なる健康増進等の取組の促進と公衆浴場経営者の地方公共団体の施策に対する協力について規定されている。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって健康増進や交流を推進する場として必要不可欠な存在であることから、安全で良質なサービスの提供とともに経営の安定に努めていくことが重要と考え、入浴客の減少傾向に対応し、その需要を高めるための方策をはじめ、一層の経費節減を図る上で有効と考えられる方策、原油価格高騰の長期化に対応し、代替燃料の導入促進や安定確保を図るための方策について、公衆浴場業界に積極的な検討を求めたい。

また、道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら公衆浴場の経営の安定及び利用者の利用機会の確保に向け、引き続き所要の施策を講ずるとともに、原油価格の動向が公衆浴場の経営に及ぼす影響を小さくするため、化石燃料からの転換促進についても配慮するよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

項目		事項	実態調査 結果 (平成20年5月)	推定	備考																									
収入	入浴料金 収入		1,075,779	1,162,434	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均 入浴客数</th> <th>営業 日数</th> <th>入浴 料金</th> <th>収入 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>105.6</td> <td>26</td> <td>420</td> <td>1,153,152</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>2.0</td> <td>26</td> <td>140</td> <td>7,280</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1.1</td> <td>26</td> <td>70</td> <td>2,002</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>108.7</td> <td></td> <td></td> <td>1,162,434</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額	大人	105.6	26	420	1,153,152	中人	2.0	26	140	7,280	小人	1.1	26	70	2,002	計	108.7			1,162,434
		項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数		入浴 料金	収入 金額																							
		大人	105.6	26		420	1,153,152																							
中人	2.0	26	140	7,280																										
小人	1.1	26	70	2,002																										
計	108.7			1,162,434																										
益	営業外 収入		57,219	61,227	実態調査額+4,008円(経営努力)																									
	収益 合計		1,132,998	1,223,661																										
営業 費用	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額×賃上げ率(H18~H20)-13,596円(据え置き) [389,598円×1.0120×1.0110×1.0115-13,596円]																									
		従業員	258,579	261,553	実態調査額×賃上げ率(H20) [258,579円×1.0115]																									
	用水費	上水道料	15,442	15,643	実態調査額×(1+平均上昇率:1.3%)																									
		下水道料	5,364	5,364	実態調査額																									
	燃料費		177,682	232,799	○重油、灯油：H20平均価格(3ヶ月) ○ガス、廃油、廃材：実態調査額 [2,202L×94.75円(重油)+31.1L×98.1円(灯油)+9,575円(ガス)+7,355円(廃油)+4,178円(廃材)]																									
	光熱費		59,426	55,177	(実態調査額+燃料費調整額)×90%(経営努力)																									
	消耗品費		15,145	13,671	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																									
	修繕料		20,463	18,472	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																									
	借損料		12,050	12,050	実態調査額																									
	備品費		2,656	2,398	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																									
	保険料等		7,045	7,045	実態調査額																									
	旅費及び交通費		457	411	実態調査額×90%(経営努力)																									
	会費及び交際費		12,718	11,446	実態調査額×90%(経営努力)																									
	減価償却費		55,591	55,591	実態調査額																									
	公租公課		38,606	38,606	実態調査額																									
支払利子		10,527	10,527	実態調査額																										
その他諸経費		32,682	29,502	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																										
	計		1,114,031	1,159,853																										
	資本報酬		53,619	47,555	自己資本×10%×90%(削減)																									
	建物再調達費		17,822	16,253	建物評価額×5%																									
	費用合計		1,185,472	1,223,661																										
	収支差		-52,474	0																										

東京都 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

[トップページ](#) > [都政情報](#) > [報道発表](#) > [これまでの報道発表](#) > [報道発表／平成31年 令和元年（2019年）](#) > [6月](#) > [公衆浴場入浴料金の統制額について](#)

報道発表資料 2019年05月31日 生活文化局

公衆浴場入浴料金の統制額について

本日開催された東京都公衆浴場対策協議会（会長 梅崎修 法政大学キャリアデザイン学部教授）において、去る2月7日に知事から検討依頼した「令和元年東京都公衆浴場入浴料金の統制額」について、下記のとおり報告が行われましたので、お知らせいたします。

なお、実施については、知事の決定、告示の手続きを経て、施行となります。

記

公衆浴場入浴料金統制額について、次のとおり報告する。

大人（12歳以上の者）	470円（現行460円） ^{【注】}
中人（6歳以上12歳未満の者）	180円（据え置き）
小人（6歳未満の者）	80円（据え置き）

【注】統制額改定の時期は、消費税率引き上げに合わせて10月1日の予定とする。

ただし、消費税率の引き上げが延期された場合には、延期時期が年度（令和2年3月）内であればそれに合わせて引き上げ、来年度（令和2年4月）以降であれば、改めて本協議会で検討することとする。

- ※別紙 [令和元年東京都公衆浴場入浴料金統制額について（PDF：268KB）](#)
- ※別紙 [都内公衆浴場数及び入浴料金統制額の推移（PDF：156KB）](#)
- ※別紙 [第21次東京都公衆浴場対策協議会委員名簿（PDF：119KB）](#)

詳しくは「[東京くらしWEB](#)」をご覧ください。



問い合わせ先
生活文化局消費生活部生活安全課
電話 03-5388-3058

[都の組織](#) [あなたの声をお寄せください](#) [分野からさがす](#) [イベントカレンダー](#)
[職員採用](#) [都庁舎見学・展望室](#) [入札・契約情報](#) [様式ダウンロード](#)

東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 [交通案内](#) 電話：03-5321-1111(代表) 法人番号：8000020130001

Copyright (C) 2018 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

令和元年東京都公衆浴場入浴料金統制額について

本協議会は、知事から検討を依頼された令和元年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民生活の安定を図る観点のほか、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な審議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握したうえ、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式により行った。その結果、今年度導入予定の消費税率も加味すると、推定所要引上げ率は7.561%と算定された。これを踏まえ試算すると、大人料金で現行の統制額460円との乖離額が35円になるとの結果となった。

2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

- (1) 現行の入浴料金については、平成26年7月に大人料金を10円値上げした後、4年間据え置きとなっている。
消費税率については、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられ、本年10月1日には、8%から10%に引き上げられることが決定されている。
- (2) 公衆浴場で費用負担の大きいガス料金等の燃料費や光熱費は、昨年より値上がりが続いており、これまでの動きをみると、このまま推移すると推察される。また、備品や消耗品（衛生管理用品等を含む）も値上げしており、公衆浴場経営は厳しさを増している。
- (3) 政府の消費者物価指数見通しで今後も物価の上昇が見込まれる。都民の家計負担がさらに増すことが予想される中、入浴料金の引き上げは、家計への影響が大きい。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記1及び2を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを検討した結果、改定は止むを得ないものとし、消費税率引き上げに伴う税負担相当額を反映させることとした。

以上を総合的に判断して、大人料金を10円値上げし、中人料金と小人料金については、家計への影響を考慮して、据え置くことが適当であるという結論に至った。

統制額改定の時期は、消費税率引き上げに合わせて10月1日の予定とする。

ただし、万一、消費税率の引き上げが延期された場合には、延期時期が年度（令和2年3月）内であればそれに合わせて引き上げ、来年度（令和2年4月）以降であれば、改めて本協議会で検討することとする。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場の地域における地域交流の拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービス

の一層の向上や新規利用者の拡大のため、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

- (1) 公衆浴場組合員が一丸となった取組により、平成 30 年に浴場施設内の禁煙化を 100%達成したことは高く評価する。また、無料で使えるボディーソープやシャンプー等の常備についても長年の取組により、80%近くまで推移したことは評価する。これを引き続き維持していくとともに、今後も、利用者ニーズや利便性に配慮した様々なサービスの向上に努めること。
- (2) 今回の統制額の改定に伴う入浴料金の値上げ後、利用客数や利用客の反応について調査するなど、値上げが及ぼす影響を把握し、利用客を拡大するために経営努力を続けること。
- (3) ここ数年、銭湯を舞台にした映画、テレビドラマ、情報番組等において、銭湯が頻繁に取り上げられるなど、社会における関心は高く、業界全体に大きな追い風が吹いている。
こうした追い風を大きなチャンスと捉え、個々の浴場が創意工夫を凝らし、利用者拡大を図ること。
また、昨年度から東京都が実施している公衆浴場活性化支援実証事業等も活用し、公衆浴場の活性化や後継者育成などに取り組み、事業の継続に努めること。
- (4) 公衆浴場組合では、すでに、ホームページや SNS、PR 動画を活用し、若者や外国人向けに公衆浴場の魅力を積極的に発信している。
また、来年夏に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本の入浴文化である「銭湯」を知ってもらい、世界に発信していく絶好の機会である。公衆浴場組合では、2020 年に向けた東京都の文化の取組である「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の中で、「TOKYO SENTO Festival 2020」を企画し、公衆浴場を舞台にしたアートイベントの準備を進めている。
こうした利用者拡大に向けた公衆浴場組合の努力を高く評価するとともに、今後も我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に広めるため、引き続き取組を進めること。新たな取組についても検討を期待する（例えば、支払方法のキャッシュレス化など）。
- (5) 公衆浴場が地域に根差した拠点施設としてその役割を果たしていくため、ミニデイサービスや区市と連携した健康体操等の健康増進事業、認知症高齢者の見守り等コミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、使用燃料の都市ガスクリーン化や照明器具の LED 化等エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、引き続き積極的に取り組むこと。

北海道公衆浴場入浴料金審議会条例

昭和38年10月12日

北海道条例第34号

(設置)

第1条 公衆衛生の見地から適正な公衆浴場の入浴料金について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道公衆浴場料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、公衆浴場の入浴料金の統制額について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

- 一 公衆浴場の利用者等を代表する者
- 二 公衆浴場の経営者を代表する者
- 三 学識経験者

3 前項第1号及び第2号の委員は、同数とするものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

5 知事は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任し、又は解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

(議事)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。